

宿毛市建設工事共同企業体取扱基準

宿毛市：基 準（原 則）

土木工事 = 3 億円以上

建築工事 = 3 億円以上

そ の 他 = 1 億円以上

備考：特殊な工事、特殊な技術を要する工事、その他特に必要と認められるものについては、JV方式を活用できるものとする。